

「コロナ禍での災害時における指定避難所への避難」について

新型コロナウイルスの影響が深刻な状況にある中においても、これから台風シーズンを迎え、災害発生のおそれが高まった場合や、災害が発生した場合で、自宅などが危険な時は、指定避難所に避難することが必要になりますが、指定避難所では、多くの避難者と集団生活を送ることが想定されるため、どうしても“3密”（密閉・密集・密接）の状態になります。

こうした状況をできるだけ避けるため、町では今後、避難所を開設するにあたり、次の対策を進めていきます。

＜避難を開始する前に次の内容を確認しましょう＞

1 まず、指定避難所への避難が必要か判断する。

自宅が頑丈な建物（例えばマンションなど）で周囲に土砂災害の危険性も無い地域の方は、自宅に留まった方が安全です。あえて避難する必要はありません。

2 避難先は親戚や知人宅も考慮する。

多くの方が同時に指定避難所へ避難すれば“3密”（密閉・密集・密接）の状態になります。感染リスクの少ない親戚や知人宅などへの避難も考慮しましょう。

＜感染拡大を最小限に食い止めるため、指定避難所では次のような対策を実施します＞

1 感染症拡大防止のため、避難する場合は必ずマスクを着用してください。

2 避難所受け入れ（受付）で体温測定、手指消毒をしてください。

熱が37.5℃以上ある人は、別室（体育館の場合は距離を空けて）での避難となり、導線を変えて入室していただきます。

3 避難所内は、簡易テントを張り密集防止を図ります。

2～3人用（2m×2m）の簡易テントを張り、このテント内へ避難していただきます。なお、テントとテントの距離も2mを確保します。

4 避難所での収容人員を超えた場合は、他の避難所への振り分けを依頼します。

現在避難所は、「町民センター」「真鶴中学校体育館」「まなづる小学校体育館」「岩ふれあい館体育館」「ひなづる幼稚園園舎」の5つを指定していますが、多人数の避難者が集中する場合は各避難所への人数配分にご協力ください。

※熱のある人、健康状態に不安のある人、体の不自由な人は、避難するにあたり事前にご連絡ください。

登録制メールについて

町からの災害時の情報伝達や防犯情報、防災行政無線の放送内容などを、ご希望の電子メールアドレスへ配信するサービスを開始しました。本サービスをご利用いただくためには、メールマガジンへの登録が必要となります。※登録方法が不明な場合などは総務課防災係にお問い合わせください。

真鶴町お知らせメール 登録手順(下記QRコードを読み込んでください。)

PC・スマートフォンの場合



フィーチャーフォン(ガラケー)の場合



※読み取れない場合は、下記アドレスに空メールを送信してください。

t-manazuru@sg-p.jp

☐問い合わせ 総務課 ☎内線314